

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フリースペースたまりばの定款第18条の既定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、その名称を問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、交通費等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 役員には報酬等を支給しないものとする。

(費用)

第4条 交通費等が生じた場合は、実費弁済を行うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年3月22日から施行する。